

広島赤十字・原爆病院医薬品情報提供活動規程

[目的]

第1条 この規程は、広島赤十字・原爆病院(以下 病院という)への医療情報担当者(以下 MRという)等の医薬品情報提供活動等(以下 MR活動という)を、円滑に、効率的に、かつ節度あるものとするために定める。

[訪問活動許可]

第2条 病院へ、MR活動をしようとする医薬品メーカーは、別に定める様式(様式一1)をもって病院長の許可を得なければこれを行うことができない。

- 2 医薬品情報活動等の許可申請は、薬剤部長に申し出るものとする。
- 3 MR活動の許可は、別に定める許可証(様式一2)の交付をもって発効する。
- 4 各医薬品メーカーが、MRを病院に訪問させようとする場合、又は、交替する場合は、様式(様式一3)をもって薬剤部長にその旨の届け出をしなければならない。
届け出にあたり、MRの顔写真(4mm×3mm 履歴書用サイズ)2枚を用意し、1枚を当該届け出書に貼付する。他の1枚は「訪問承認証」に貼付するものとする。

[訪問活動時間]

第3条 病院内でのMR活動は、平日(休診日以外の日)の午後12時より午後6時迄の6時間とし、その他の時間は院内外での一切の活動を禁止する。但し、病院長が特に認めた場合はこの限りでない。その場合は様式(様式一5)をもってその旨の届け出をしなければならない。

- 2 前項に定めたMR活動時間内にあっても、診療等業務に支障を来す場合は、MR活動をしてはならない。但し、薬剤部長およびD I担当者へのMR活動の場合はこの限りでない。

[情報提供活動制限]

第4条 病院内で、MRは、病院の定めた「訪問承認証(様式一4)」(薬剤部常備)を着用しなければ、一切のMR活動をしてはならない。

- 2 前号のMR活動を行う場合は、病院長が別に指示する場所以外に立ち入ってはならない。なお、このMR活動を行う場合、病院の業務の妨げになることのないよう充分配慮する。
- 3 MRが病院を訪問した場合は、「病院訪問日誌」(薬剤部常備)に訪問の旨必ず記帳するものとする。

[未採用医薬品の情報提供]

第5条 MRが、病院未採用の医薬品の情報提供をしようとする場合には、当該医薬品が経営面（価格等）において妥当であるとするなどの当病院における要件を満たすものであることとして病院長の許可を得なければこれを行うことが出来ない。この場合、未採用医薬品宣伝許可申請書（様式一6）をもってその旨の届け出をしなければならない。

2 前項の情報提供許可を得ていない病院未採用の医薬品について、病院の医師より情報提供の問い合わせがあった場合には事前にその旨薬剤部長に届出ると共に、薬剤部長の指示に従うものとする。以後病院長の許可を得なければ、その当該医薬品に掛かる情報提供については薬剤部長およびD I担当者に限るものとする。

[罰則]

第6条 病院長は、この規程に定めた事項に違反したMRがあった場合、MRおよびMRが所属する医薬品メーカーに対し、「出入り禁止」を含め応分の処分をこうずることが出来る。

[その他]

第7条 この規程に定めのない事項について疑義が生じた場合は、別に病院長が指示する。

[附則]

第1条 この規程は平成14年 4月 8日より施行する。

第2条 平成 3年 9月 1日付けの「広島赤十字・原爆病院への医薬品情報提供活動要綱」及び「広島赤十字・原爆病院への医薬品情報提供活動施行細則」は廃止する。

第3条 昭和60年 5月 1日実施の「プロパー訪問要領」は廃止する。